

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

〈令和 7 年 1 月 1 日現在〉

1. 事業主体及び利用施設

法人名	社会福祉法人浴光会	設立年月	昭和 12 年 8 月 13 日
法人所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2		
電話番号	042-322-0123	FAX 番号	042-323-4050
代表者名	高木 智匡		

2. 利用施設

施設の名称	軽費老人ホームあじさい苑	入居定員	48 名
施設の所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪 3-23-8		
電話番号	042-300-2088	FAX 番号	042-323-2588
施設長名	千葉 寿美子		
開設年月日	平成 14 年 1 月 1 日		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	60 歳以上で身体機能の低下により、独立して生活することが不安な方や要支援状態または要介護状態にある高齢者が、心身共に充実した明るい生活を送ることができるように施設を提供することと、適正な指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。
施設運営方針	入居者の自立性尊重を基本とする。苑で行っている行事やストレッチ体操、親子ひろば等を通して地域住民との交流を図る。高齢化と ADL の低下に配慮し、明るく心豊かな生活が過ごせるよう援助する。 特定施設入居者生活介護については、特定施設サービス計画に基づいて日常生活上のケア・機能訓練・健康管理を援助する。

4. 施設サービス

食 事	栄養士の作る献立表より、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 (食事時間) 朝食 7:45～9:00 昼食 11:45～13:00 夕食 17:45～19:00
入 浴	年間を通じて週に 2 回以上の入浴日を設けて入浴していただきます。但し、状態に応じ清拭となる場合があります。
健 康 管 理	入居者の健康保持のための保健衛生の知識の普及・指導を通して高齢者特有の疾病予防に努め、健康診断等の記録を保存し日常の健康管理に配慮します。

機 能 訓 練	機能訓練指導員等により個別機能計画書に基づいて利用者の様の身体の状態に合わせて行います。
計 画 作 成	要介護認定等の申請に関わる援助、特定施設サービス計画に基づいて日常生活上のケア・機能訓練・健康管理を援助します。
職 員 配 置	施設長 基準 1 名 看護職員 基準 1 名 介護職員 基準 5 名 機能訓練指導員 基準 1 名 計画作成担当者 基準 1 名

5. その他のサービス内容 （サービスによっては利用料が別途にかかります）

サービスの種類	内 容
金銭管理	日常的な生活費用に要する出納
買物代行	個人購入する買物の代行 1 回 200 円
レクリエーション	夏祭り、敬老の日、クリスマス、節分、ひな祭り など
クラブ活動	書道クラブ お散歩クラブ
医療	医療保険適用により別途自己負担
エンゼルケア料金	死後処置を行った場合 1 回 30,600 円
その他	・ 個人購入する物品については実費を徴収します。 ・ 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担をさせることが適当と認められる費用を徴収します。

6. 利用料（本人負担額）

- （１）介護報酬法定単価
別紙 1 参照

7. 協力医療機関

I. 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人浴光会国分寺病院
管 理 者 名	高木 智匡
所 在 地	東京都国分寺市東恋ヶ窪 4 - 2 - 2
電 話 番 号	0 4 2 - 3 2 2 - 0 1 2 3
診 療 科 目	内科・循環器内科・消化器内科・神経内科・リハビリテーション科・放射線科
入 院 設 備	ベッド数 1 5 8 床

II. 協力歯科医療機関

名 称	医療法人社団紘信会おがわ歯科医院
院 長 名	小川 充
所 在 地	東京都八王子市高倉町 4 8 - 2
電 話 番 号	0 4 2 - 6 4 3 - 1 1 8 8

8. 非常災害時の対策

非常時の対策	別途定める「あじさい苑消防計画」に則り対応を行います。			
平常時の訓練 等防災設備	別途定める「あじさい苑消防計画」に則り 最低年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。			
	設備名称		設備名称	
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓	あり
	誘導灯	あり	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知器	あり	漏電火災報知機	あり
			非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	防火管理者：杉本 敏弘			

9. 当施設利用に際して留意していただく事項

来訪・面会	原則として、9：00～19：00間は制限ありません。上記時間外にご希望がある場合は、事前にご相談ください。但し、感染対策等により面会を制限する場合があります。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	当施設の運営、管理上支障が生じる事項または他の利用者の生活等に迷惑を及ぼすおそれがある行為等は禁止します。当該行為に関しての禁止勧告に従わない場合は退去を求めることとなります。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	多額の現金の持ち込みはお断りいたします。自己管理に不安のある方は小口現金管理をご利用ください。
宗教活動・ 政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
衛生管理	利用者様への品物及び食べ物をお持ちになられた場合は、職員に申し出てください。

10. 利用料金の支払方法

- (1) 利用料金の支払いは翌月15日までに月単位で請求しますので、次のいずれかの方法により、請求書到達月の25日までにお支払いいただきますようお願いいたします。

ア. 窓口支払い

イ. 銀行振込（手数料は利用者様負担となります。）

多摩信用金庫 国分寺支店

普通預金口座（口座番号） 2900482

フリガナ ヨコウカイ アジサイエン リジチョウ タキトモタテ

口座名義 福) 浴光会 あじさい苑 理事長 高木 智匡

(2) 領収書の発行

事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

11. 相談・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設相談室	窓口担当者	介護支援専門員	
	ご利用時間	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
苦情処理解決委員会	苦情受付担当者	坂本 育子	
	苦情解決責任者	千葉 寿美子	
	第三者委員	澤本 美佐緒	

- (1) 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

03-6238-0177（直通）

受付時間（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時まで

- (2) 国分寺市福祉部高齢福祉課介護保険係

042-325-0111

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業 者〉

所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪 3－23－8

事業所名 社会福祉法人浴光会 特定施設入居者生活介護 あじさい苑

代表者名 理 事 長 高 木 智 匡

説明者名

私は、本書面により、事業者から施設サービスについて重要事項説明を受け、了承いたしました。

〈利 用 者〉

住 所

氏 名

〈身元保証人：極度額 200 万円〉

住 所

氏 名

〈連帯保証人：極度額 200 万円〉

住 所

氏 名

提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しております

実施した直近の年月日

2023 年 11 月 8 日

実施した評価機関の名称

有限会社ヘルスサポート

評価結果の開示状況

事業所にて閲覧

ホームページに記載

今後も継続的に第三者評価を受けて、事業所の運営やサービスの質の向上に役立てていきたいと思っております

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

1. (介護予防) 特定施設入居者生活介護費 (1 日あたり)

介護度	介護報酬単位	介護報酬額	本人負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	183 単位	1,954 円	196 円	391 円	587 円
要支援 2	313 単位	3,342 円	335 円	669 円	1,003 円
要介護 1	542 単位	5,788 円	579 円	1,158 円	1,737 円
要介護 2	609 単位	6,504 円	651 円	1,301 円	1,952 円
要介護 3	679 単位	7,251 円	726 円	1,451 円	2,176 円
要介護 4	744 単位	7,945 円	795 円	1,589 円	2,384 円
要介護 5	813 単位	8,682 円	869 円	1,737 円	2,605 円

加算料金

- ・施設の体制及び利用者の状態により、算定される加算分を請求します。
- ・算定回数は、1 回毎または 1 月毎及び 1 日毎となります。
- ・処遇改善加算のみ、1 か月の所定単位数に対しての加算単位となります。

2. 夜間看護体制加算 (1 日あたり)

9 単位 介護報酬額 96 円 本人負担額 1 割 10 円 2 割 20 円 3 割 29 円

当施設では、看護職員が体調管理をしており、夜間においても急な体調の変化があった場合は看護職員に連絡と病院に連携をとれる体制をとっていますので、要介護度をもっている方に加算させていただきます。

3. 退院・退所時連携加算 (1 日あたり 入所から 30 日以内に限る)

30 単位 介護報酬額 320 円 本人負担額 1 割 32 円 2 割 64 円 3 割 96 円

医療提供施設を退院、退所して入所した場合に加算させていただきます。

4. 若年性認知症入居者受入加算 (1 日あたり)

120 単位 介護報酬額 1,281 円 本人負担額 1 割 129 円 2 割 257 円 3 割 385 円

若年性認知症 (65 歳未満) の方ごとに個別に担当者を定めた場合に加算させていただきます。

5. ①サービス提供体制強化加算(I) (1 日あたり)

22 単位 介護報酬額 234 円 本人負担額 1 割 24 円 2 割 47 円 3 割 71 円

介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、事業所に介護福祉士が 70%以上配置されていることにより加算させていただきます。

②サービス提供体制強化加算(II) (1 日あたり)

18 単位 介護報酬額 192 円 本人負担額 1 割 20 円 2 割 39 円 3 割 58 円

介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、事業所に介護福祉士が 60%以上配置されていることにより加算させていただきます。

※①の加算を適用する場合②の加算は適用されません

6. 協力医療機関連携加算 (1 月あたり)

100 単位 介護報酬額 1,068 円 本人負担額 1 割 107 円 2 割 214 円 3 割 321 円

協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催した場合に加算させていただきます。

7. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月あたり)
10単位 介護報酬額 106円 本人負担額 1割 11円 2割 22円 3割 32円
 協定締結医療機関との連絡体制を構築し、適切な対応を行い、感染対策に関する研修に参加し助言や指導を受けた場合に加算させていただきます。
8. 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月あたり)
5単位 介護報酬額 53円 本人負担額 1割 6円 2割 11円 3割 32円
 協定締結医療機関から3年に1回以上、感染制御等に係る実地指導を受けた場合に加算させていただきます。
9. 口腔・栄養スクリーニング加算 (1回あたり)
20単位 介護報酬額 214円 本人負担額 1割 22円 2割 43円 3割 65円
 利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行いその情報を担当介護支援専門員へ提供することで6月ごとに1回加算させていただきます。
10. 看取り介護加算(Ⅰ) (1日につき)
 (1)死亡日以前 31日以上 45日以下 **72単位 介護報酬 769円**
 本人負担額 1割 77円 2割 154円 3割 231円
 (2)死亡日以前 4日以上 30日以下 **144単位 介護報酬 1,538円**
 本人負担額 1割 154円 2割 308円 3割 461円
 (3)死亡日以前 2日または3日 **680単位 介護報酬 7,262円**
 本人負担額 1割 727円 2割 1,453円 3割 2,179円
 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断があり、かつ医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同で作成した看取り介護計画を医師等から説明を受け同意された場合に加算させていただきます。
11. 個別機能訓練加算(Ⅰ) (1日あたり)
12単位 介護報酬額 128円 本人負担額 1割 13円 2割 26円 3割 39円
 機能訓練指導員を1人以上配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行った場合に加算させていただきます。
12. 個別機能訓練加算(Ⅱ) (1月あたり)
20単位 介護報酬額 214円 本人負担額 1割 22円 2割 43円 3割 65円
 個別機能訓練加算について科学的介護情報システム(LIFE)を活用した場合に加算させていただきます。
13. 科学的介護推進体制加算 (LIFE) (1月あたり)
40単位 介護報酬額 427円 本人負担額 1割 43円 2割 86円 3割 129円
 ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係わる基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたり必要な情報を有効に活用している場合に加算させていただきます。
14. ①ADL維持等加算(Ⅰ) (1月あたり)
30単位 介護報酬額 320円 本人負担額 1割 32円 2割 64円 3割 96円
 3月おきにADL(日常生活動作)の評価を規程の評価スケールで行い、科学的介護情報システム(LIFE)を活用し厚生労働省に提出した場合に加算させていただきます。
 ②ADL維持等加算(Ⅱ) (1月あたり)
60単位 介護報酬額 640円 本人負担額 1割 64円 2割 128円 3割 192円
 (Ⅰ)の条件に加えて要介護認定があった日から12月を超えた場合に加算させていただきます。
 ※①の加算を適用する場合②の加算は適用されません
15. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり) 所定単位数の合計に **12.8%**を乗じた単位数
 指定特定施設入居者生活介護を行い、介護職員処遇改善計画書を作成し、計画に基づき適切な措置を講じていること、職場環境要件について、資質の向上、労働環境・処遇の改善等に取り組んでいることにより加算させていただきます。